

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

食品流通段階別価格形成追跡調査（以下「調査」という。）は、食品の生産又は輸入から消費に至るまでの各流通段階における価格形成の実態を把握し、食品の流通改善及び価格安定対策の推進等のための資料を作成することを目的として実施した。

2 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

3 調査の種類

(1) 青果物

- ア 小売・食材卸段階調査
- イ 消費地仲卸段階調査
- ウ 消費地卸売段階調査
- エ 場外・輸入段階調査
- オ 産地出荷段階調査

(2) 水産物

- ア 小売・食材卸段階調査
- イ 消費地仲卸段階調査
- ウ 消費地卸売段階調査
- エ 場外・輸入段階調査
- オ 産地出荷段階調査
- カ 産地卸売段階調査

4 調査品目

(1) 青果物

ア 国産品

だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、ブロッコリー、レタス、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ピーマン、たまねぎ、みかん（温州）、りんご（ふじ）、かき

イ 輸入品

ブロッコリー、かぼちゃ、オレンジ（バレンシア）

(2) 水産物

ア 国産品

（ア） 生鮮品

かつお、まいわし、まあじ、さば、さんま、はまち（養殖）、まだい（養殖）、するめいか、ほたてがい（養殖・むき身）

- (イ) 塩蔵品
　　塩ざけ
イ 輸入品（冷凍品）
　　さけ、えび（ブラックタイガー、無頭、殻付き）

5 調査事項

- (1) 青果物
- ア 小売・食材卸段階調査
　　産地、等級・階級、仕入月日、仕入先、仕入数量・金額、販売形態、販売形態別重量・値段等
イ 消費地仲卸段階調査
　　仕入月日、仕入先、仕入数量・金額等
ウ 消費地卸売段階調査
　　荷主名・荷印、卸売数量・金額、卸売手数料率
エ 場外・輸入段階調査
　　仕入月日、仕入先、仕入数量・金額等
オ 産地出荷段階調査
(ア) 産地出荷業者が荷を手当てる直前までに要した生産者の選別・荷造労働費及び運搬労働費
(イ) 東京都中央卸売市場（築地、大田及び淀橋市場）又は大阪市中央卸売市場（本場）（以下「調査対象消費地卸売市場」という。）で卸売される直前までに要した産地出荷業者の出荷運送料、包装荷造材料費、団体手数料
- (2) 水産物
- ア 小売・食材卸段階調査
　　産地、銘柄・部位、仕入月日、仕入先、仕入数量・金額、販売形態、販売形態別重量・値段等
イ 消費地仲卸段階調査
　　仕入月日、仕入先、仕入数量・金額等
ウ 消費地卸売段階調査
　　荷主名・荷印、卸売数量・金額、集荷方法等
エ 場外・輸入段階調査
　　仕入月日、仕入先、仕入数量・金額等
オ 産地出荷段階調査
(ア) 仕入月日、仕入先、仕入数量・金額
(イ) 東京都中央卸売市場（築地市場）又は大阪市中央卸売市場（本場）（以下「調査対象消費地卸売市場」という。）で卸売りされる直前までに要した運賃、資材費、団体手数料、各種料金等
カ 産地卸売段階調査
　　卸売手数料及び産地卸売市場で卸売りされる直前までに要した水揚料、選別料等

6 調査客体の選定方法

(1) 小売・食材卸段階調査（青果物及び水産物）

東京都区部又は大阪市において営業し、調査対象消費地卸売市場から仕入れを行って販売する小売店舗・食材卸問屋のうちから、160店舗（青果物80店舗、水産物80店舗）を選定した。

(2) 消費地仲卸段階調査（青果物及び水産物）

調査客体とした小売店舗・食材卸問屋に調査対象荷口を販売した調査対象消費地卸売市場の仲卸業者を選定した。

(3) 消費地卸売段階調査（青果物及び水産物）

調査客体とした小売店舗・食材卸問屋又は仲卸業者に調査対象荷口を卸売した調査対象消費地卸売市場の卸売業者を選定した。

(4) 場外・輸入段階調査（青果物及び水産物）

東京都区部又は大阪市に所在し、調査対象消費地卸売市場以外の場所で営業し、調査客体とした小売店舗・食材卸問屋又は調査対象消費地卸売市場の卸売業者に調査対象荷口を販売した場外問屋・輸入業者を選定した。

(5) 産地出荷段階調査

ア 青果物

調査客体とした小売店舗・食材卸問屋、卸売業者又は場外問屋に調査対象荷口を出荷した産地出荷団体を選定した。

イ 水産物

調査客体とした小売店舗・食材卸問屋、卸売業者又は場外問屋に調査対象荷口を出荷した産地出荷業者を選定した。なお、産地出荷業者が他の産地出荷業者から荷受けした場合は、両方の産地出荷業者を対象とした。（「水産物の流通経路の名称」（10ページ）を参照。）

(6) 産地卸売段階調査（水産物）

調査客体とした産地出荷業者に調査対象荷口を卸売りした産地卸売市場の卸売業者を選定した。

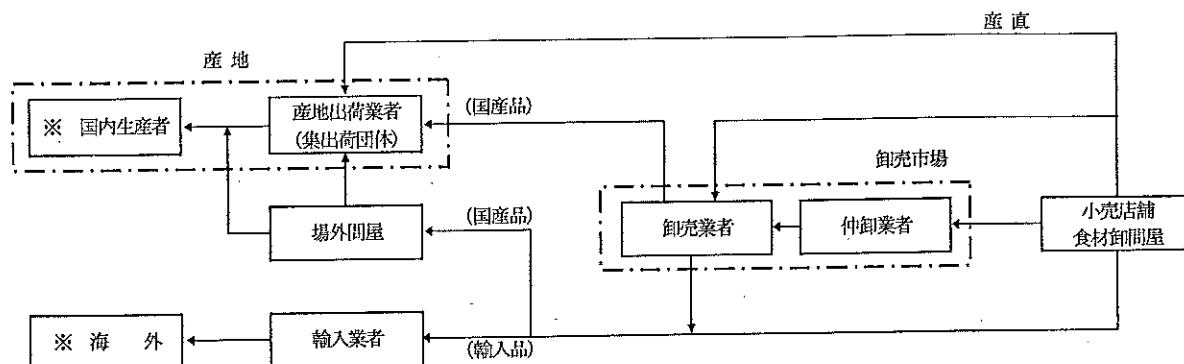
7 調査方法

調査は、調査客体に対する面接・聞き取りのほか、関係諸帳簿の閲覧等により実施した。

(1) 青果物

調査の手順は、小売店舗又は食材卸問屋から産地出荷段階又は輸入段階まで、調査対象荷口の流通経路をそとする方法により行った。

調査の手順

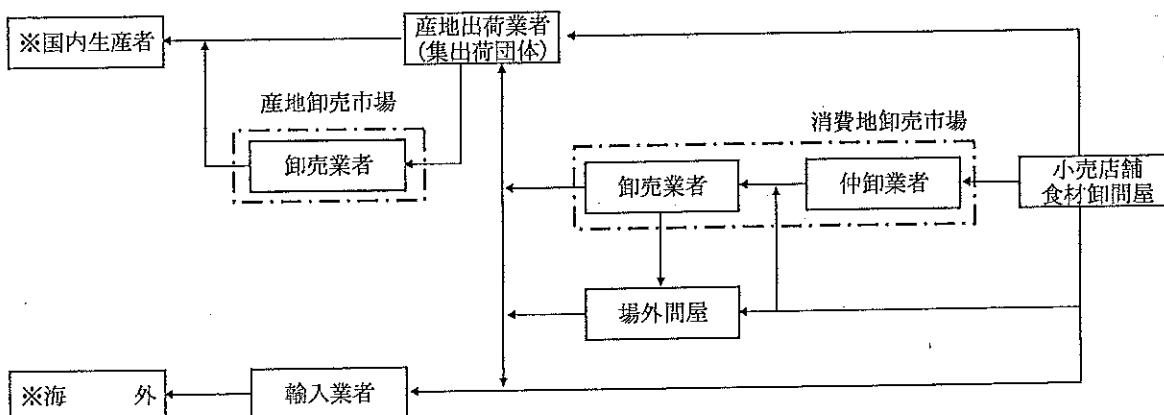


注：※印については、調査を実施していないが、流通経路全体を示すために図表化した。

(2) 水産物

調査の手順は、小売店舗又は食材卸問屋から産地出荷、産地卸売段階又は輸入段階まで、調査対象荷口の流通経路をそとする方法により行った。

調査の手順



注：※印については、調査を実施していないが、流通経路全体を示すために図表化した。

8 調查期日

(1) 青果物

小売店舗・食材卸段階調査を平成14年11月1日（金）を行い、逐次、消費地仲卸段階調査から産地出荷段階調査までの各調査を行った。

(2) 水産物

小売・食材卸段階調査を平成14年10月1日(火)に行い、逐次、消費地仲卸段階調査から産地卸売段階調査までの各調査を行った。

9 定義及び約束事項

(1) 青果物

ア 流通段階別価格

調査対象荷口のうち、国産品については、生産者受取価格又は場外問屋販売価格まで把握できたものについて、また輸入品については、輸入価格まで把握できたものについて各流通段階別の価格(消費税(5%)を含む。)を掲載した。

なお、輸入品(ブロッコリー、かぼちゃ、オレンジ(バレンシア))については、流通経路をそ及することはできなかった。

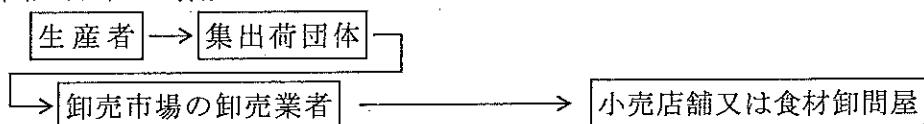
(ア) 青果物の流通経路

生産者から小売店舗・食材卸問屋に至る流通経路を、そのタイプ別に以下のように区分した。

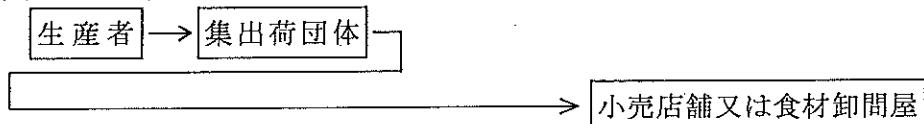
a 国産品(5段階)



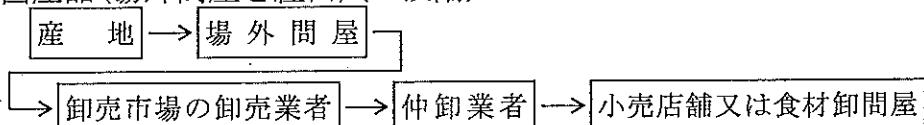
b 国産品(4段階)



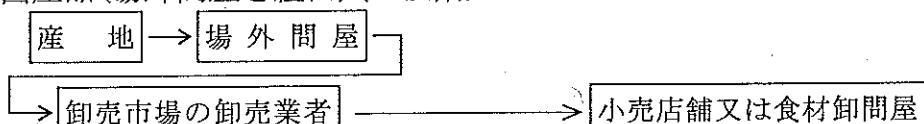
c 国産品(産直)



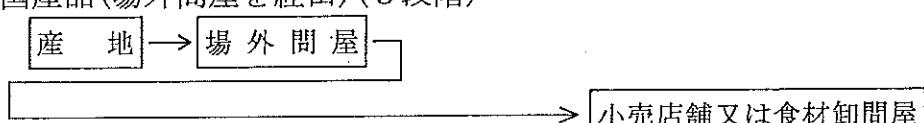
d 国産品(場外問屋を経由)(5段階)



e 国産品(場外問屋を経由)(4段階)



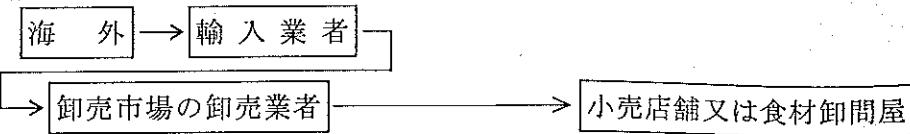
f 国産品(場外問屋を経由)(3段階)



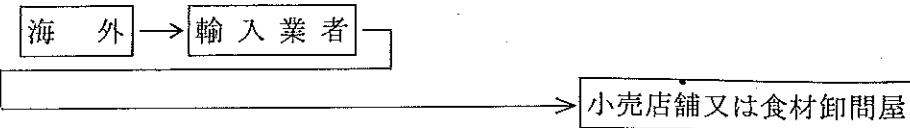
g 輸入(5段階)



h 輸入(4段階)



i 輸入(3段階)



(イ) 生産者庭先価格

青果物が収穫され、生産者の庭先まで運搬された時点の価格をいい、卸売価格から卸売手数料（調査対象消費地卸売市場の卸売業者が卸売価額から委託手数料として控除した金額）及びその他の控除経費（産地出荷団体が荷を手当てる直前までに要した生産者の選別・荷造労働費及び運搬労働費並びに調査対象消費地卸売市場で卸売される直前までに要した産地出荷団体の出荷運送料、包装荷造材料費、団体手数料等）を差し引いて算出した。

(ウ) 生産者受取価格

青果物の販売により生産者が実際に受け取った価格をいい、生産者庭先価格に産地出荷団体が荷を手当てる直前までに要した生産者の選別・荷造労働費及び運搬労働費を加えて算出した。

(エ) 卸売価格

調査対象消費地卸売市場において、卸売業者が卸売した価格をいう。

(オ) 仲卸価格

仲卸業者が小売店舗・食材卸問屋に販売した価格をいう。

(カ) 小売価格

小売店舗が消費者に販売した価格をいう。

(キ) 食材卸問屋販売価格

食材卸問屋が外食事業者に販売した価格をいう。

(ク) 場外問屋販売価格

場外問屋が調査対象消費地卸売市場の卸売業者または小売店舗・食材卸問屋に販売した価格をいう。

(ケ) 輸入価格

国内に輸入された時点の価格をいい、C I F価格(出港時の船積価格に仕向港までの運賃及び保険料を含めた価格)とした。

(コ) 輸入業者販売価格

輸入業者が調査対象消費地市場の卸売業者または小売店舗・食材卸問屋

へ販売した価格をいう。

(サ) 流通価格比

a 全価格比

生産者受取価格に対する小売価格（食材卸問屋販売価格）の比率をいい、下式により算出した。

$$\text{全価格比} = \frac{\text{小売価格 (食材卸問屋販売価格)}}{\text{生産者受取価格}}$$

b 消費地価格比

卸売価格に対する小売価格（食材卸問屋販売価格）の比率をいい、下式により算出した。

$$\text{消費地価格比} = \frac{\text{小売価格 (食材卸問屋販売価格)}}{\text{卸売価格}}$$

(シ) 流通価格差

a 全価格差

小売価格（食材卸問屋販売価格）と生産者受取価格の価格差をいい、小売価格（食材卸問屋販売価格）から生産者受取価格を差し引いて算出した。

b 消費地価格差

小売価格（食材卸問屋販売価格）と卸売価格の価格差をいい、小売価格（食材卸問屋販売価格）から卸売価格を差し引いて算出した。

c 产地・消費地間価格差

卸売価格と生産者受取価格の価格差をいい、卸売価格から生産者受取価格を差し引いて算出した。

(ス) 集計件数

集計に用いた収集事例件数をいい、国産品については生産者受取価格または場外問屋販売価格まで、輸入品については輸入価格まで把握できた荷口数を掲載した。

(セ) 等級・階級

産地又は輸入先国において、品質や大きさ等により選別され、出荷される等級（A、Bや秀、優等の品質）・階級（2L、L、M等の大きさ）をいう。

なお、標準的な等級・階級は別表「青果物の等級・階級」のとおり。

イ 小売店舗における販売状況

小売店舗において収集したすべての販売状況を掲載した。

(ア) 小売価格

小売店舗が消費者に販売した価格をいう。

なお、この小売価格については、特売（あらかじめ1日以上の販売期日を定めて特売であることをチラシ等で明らかにして販売したもの）と通常販売（特売以外のもの）にも区分した。

(イ) 販売件数

集計に用いた収集事例件数をいい、小売店舗が1個（本、房）売り、山売り等の販売形態により消費者に売り渡した件数を掲載した。

したがって、小売店舗の仕入れが1荷口であっても、販売形態が1個売り、山売りの2種類に区分されていた場合は、販売件数は2件とした。

(ウ) 階級（大きさ）別、等級（品質）別

上記アの（セ）に基づき、主要な階級及び等級について販売件数の多い2つについて掲載した。

(エ) 販売形態別

a 1箱売り

仕入れ時の荷姿で1箱ずつ販売する方法をいう。

b 1本（個、束）売り

袋詰め、カット等の処理をせずに、そのままの形態で1本（個、束）ずつ値決めをして販売する方法をいう。

c 山売り

袋詰め、カット等の処理をせずに、そのままの形態で複数を、ざる等に乗せて1山ずつ販売する方法をいう。

d 量り売り

袋詰め、カット等の処理をせずに、そのままの形態で100g等の重量を単位として値決めをして販売する方法をいう。

e 袋売り

カット等の処理をせずに、そのままの形態のものを1本（個、束）又は複数を袋に詰めて1袋ずつ販売する方法をいう。

f トレー・パック売り

カット等の処理をせずに、そのままの形態のものを1本（個、束）又は複数をトレーに詰めて1パックずつ販売する方法をいう。

g 切り売り

半分、4分の1等にカットして販売する方法をいう。

h 加工売り

漬け物等、上記a～h以外の販売方法をいう。

(オ) 仕入数量規模別

小売店舗における仕入時の数量（重量）により区分した。

(2) 水産物

ア 流通段階別価格

調査対象荷口のうち、国産品については生産者受取価格まで把握できた各流通段階別の価格（消費税（5%）を含む。）を掲載した。

(ア) 流通経路

生産者から小売店舗・食材卸問屋に至る流通経路を、そのタイプ別に区分（「流通経路の名称」（10ページ）を参照。）した。

(イ) 生産者受取価格

水産物の販売により生産者が実際に受け取った価格をいい、生産者の販売（出荷）方法により次のとおりとした。

a 生産者が産地卸売市場に出荷した場合

産地卸売価格から卸手数料（産地卸売市場の卸業者が卸価額から委託手数料として控除した金額）及びその他の控除経費（産地卸売市場で卸売りされる直前までに要した水揚料、選別料等）を差し引いて算出した。

b 生産者が産地出荷業者に販売した場合

産地出荷業者の仕入価格とした。

c 生産者が産地出荷業者に販売を委託した場合

(a) 産地出荷業者が調査対象消費地卸売市場の卸業者に販売を委託した場合は、卸手数料（調査対象消費地卸売市場の卸業者が卸価額から委託手数料として控除した金額）及びその他の控除経費（調査対象消費地卸売市場で卸売りされる直前までに要した運賃、資材費、団体手数料、各種料金等）を差し引いて算出した。

(b) 産地出荷業者が小売店舗・食材卸問屋、場外問屋又は調査対象消費地卸売市場の卸業者に販売した場合は、産地出荷業者販売価格からその販売の直前までに要した運賃、資材費、団体手数料、各種料金等を差し引いて算出した。

(ウ) 産地卸売価格

産地卸売市場において、卸業者が卸売りした価格をいう。

(エ) 産地出荷業者販売価格

産地出荷業者が小売店舗・食材卸問屋、場外問屋、他の産地出荷業者又は調査対象消費地卸売市場の卸業者に販売した価格をいう。

なお、産地出荷業者が調査対象消費地卸売市場の卸業者に販売を委託した場合は、「*」を表示した。

(オ) 場外問屋販売価格

場外問屋が小売店舗・食材卸問屋、他の場外問屋又は調査対象消費地卸売市場の卸業者に販売した価格をいう。

(カ) 卸売価格

調査対象消費地卸売市場において、卸業者が卸売りした価格をいう。

(キ) 仲卸価格

仲卸業者が小売店舗・食材卸問屋に販売した価格をいう。

(ク) 小売価格

小売店舗が消費者に販売した価格（「(チ) 販売過程における除去部分の取扱い」を参照。）をいう。

(ケ) 食材卸問屋販売価格

食材卸問屋が外食事業者に販売した価格（「(チ) 販売過程における除去部分の取扱い」を参照。）をいう。

水産物の流通経路の名称

1 国 品

	生産者受取価格	产地卸売価格	流通段階別価格					
			产地出荷業者販売価格			場外問屋販売価格	卸売価格	仲卸価格
1	2	3						
6段階流通								
(消費地市場委託販売)	○	○	*	—	—	—	○	○
(消費地市場買付販売)	○	○	○	—	—	—	○	○
(2产地出荷業者経由、消費地市場委託販売)	○	—	○	*	—	—	○	○
(2产地出荷業者経由、消費地市場買付販売)	○	—	○	○	—	—	○	○
5段階流通								
(消費地市場委託販売)	○	—	*	—	—	—	○	○
(消費地市場買付販売)	○	—	○	—	—	—	○	○
(产地市場と場外問屋を通る。)	○	○	○	—	—	○	—	○
4段階流通								
(消費地市場買付販売で仲卸を通らない。)	○	—	○	—	—	—	○	—
(产地市場を通る。)(産直)	○	○	○	—	—	—	—	○
3段階流通								
(消費地市場を通らない。)(産直)	○	—	○	—	—	—	—	○

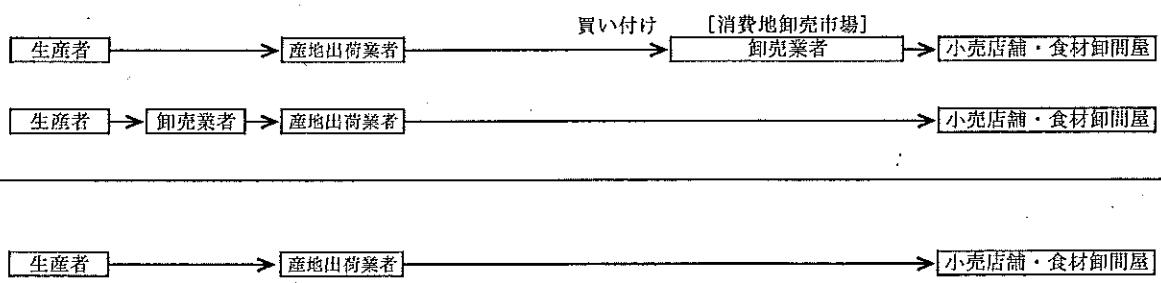
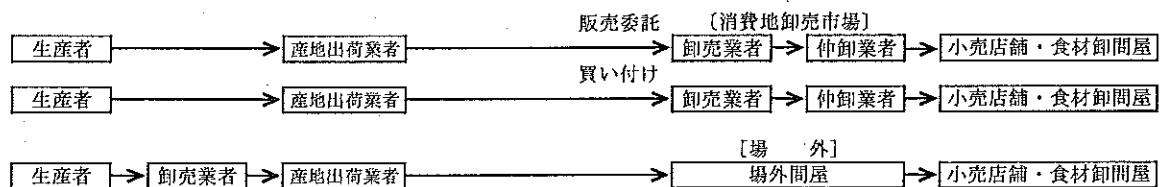
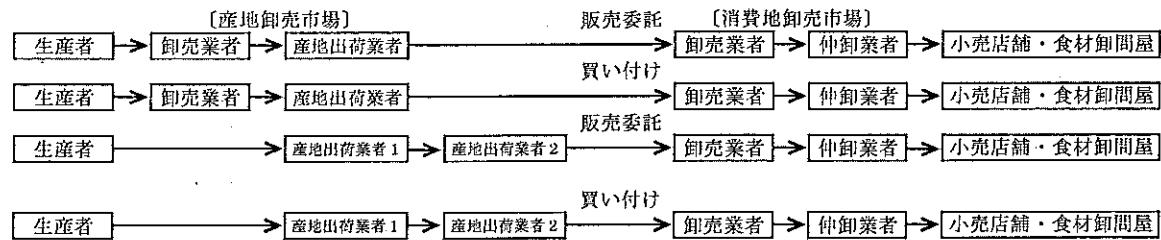
2 輸 入 品

	流通段階別価格						
	輸入業者		場外問屋販売価格		卸売価格	仲卸価格	小売価格
輸入価格	販売価格	1	2				
4段階流通							
(消費地市場委託販売)	○	*	—	—	○	○	○
(消費地市場買付販売)	○	○	—	—	○	○	○
3段階流通							
(場外問屋を通る。)	○	○	○	—	—	—	○
2段階流通							
(輸入業者と小売業者の取引)	○	○	—	—	—	—	○

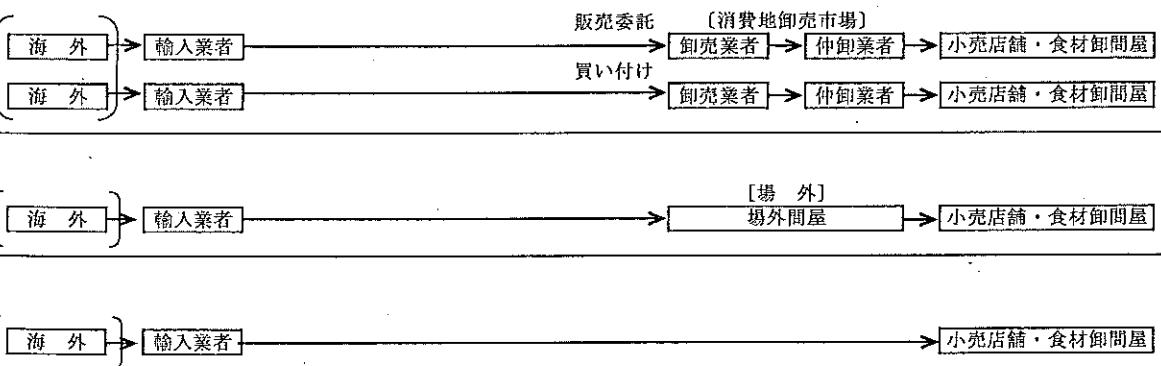
備考 1 表中の「*」は、消費地卸売市場における集荷方法が产地出荷業者又は輸入業者による販売委託のため、产地出

2 表中の「—」は、経由しないことを示す。

流 通 経 路 の 概 要



流 通 経 路 の 概 要



荷業者販売価格又は輸入業者販売価格が存在しないことを示す。

(コ) 輸入価格

国内に輸入された時点の価格をいい、C I F 価格（出港時の船積価格に仕向港までの運賃及び保険料を含めた価格）とした。

(サ) 輸入業者販売価格

輸入業者が小売店舗・食材卸問屋、場外問屋又は調査対象消費地卸売市場の卸売業者に販売した価格をいう。

なお、輸入業者が調査対象消費地卸売市場の卸売業者に販売を委託した場合は、「*」を表示した。

(シ) 流通価格比

a 全価格比

生産者受取価格（輸入価格）に対する小売価格（食材卸問屋販売価格）の比率をいい、下式により算出した。

$$\text{全価格比} = \frac{\text{小売価格（食材卸問屋販売価格）}}{\text{生産者受取価格（輸入価格）}}$$

b 消費地価格比

卸売価格に対する小売価格（食材卸問屋販売価格）の比率をいい、下式により算出した。

$$\text{消費地価格比} = \frac{\text{小売価格（食材卸問屋販売価格）}}{\text{卸売価格}}$$

(ス) 流通価格差

a 全価格差

小売価格（食材卸問屋販売価格）と生産者受取価格（輸入価格）の価格差をいい、小売価格（食材卸問屋販売価格）から生産者受取価格（輸入価格）を差し引いて算出した。

b 消費地価格差

小売価格（食材卸問屋販売価格）と卸売価格の価格差をいい、小売価格（食材卸問屋販売価格）から卸売価格を差し引いて算出した。

c 産地・消費地間価格差

卸売価格と生産者受取価格（輸入価格）の価格差をいい、卸売価格から生産者受取価格（輸入価格）を差し引いて算出した。

(セ) 1尾当たり重量

小売店舗又は食材卸問屋の仕入れにおける1箱当たりの重量を、1箱当たりの尾（個、杯）数で除したものをいう。

なお、小売店舗・食材卸問屋の仕入形態が1尾をカットした切り身等の場合には、1尾当たり重量を算出していない。

(ソ) 集計件数

集計に用いた収集事例件数をいい、国産品については生産者受取価格まで、輸入品については輸入価格まで把握できた荷口数を掲載した。

(タ) 一括買い後、用途別に選別して出荷した場合の産地卸売価格の取扱い

産地出荷業者が産地卸売市場でトラック1台、1山等の単位で一括買い

をした後、用途別に選別して出荷した場合は、産地卸売市場で当該荷口が取引された日の市況等を参考にして産地卸売価格の接続を図った。

(フ) 販売過程における除去部分の取扱い

頭や骨などの不可食部分を除去して販売したものとの価格は、すべて除去する以前の状態（丸）に換算した。

イ 小売店舗における販売状況

小売店舗で調査したすべての調査結果を掲載した。

(ア) 小売価格

小売店舗が消費者に販売した価格をいう。

なお、この小売価格については、特売（あらかじめ1日以上の販売期日を定めて特売であることをチラシ等で明らかにして販売したもの）と通常（特売以外のもの）に区分した。

(イ) 販売件数

小売店舗が1尾売り、山売り等の販売形態により消費者に販売した件数を掲載した。

したがって、小売店舗の仕入れが1荷口であっても、販売形態が1尾売り、山売りの2種類に区分されていた場合は、販売件数は2件とした。

(ウ) 1尾当たり重量

上記アの(セ)に基づく1尾当たり重量をいう。

(エ) 販売形態別

小売店舗における販売形態について次のとおり区分した。

a 1箱売り

仕入れた時の荷姿のまま1箱単位で販売する方法をいう。

b 1尾（個、杯）売り

パック詰め、カット等の処理をせずに、そのままの形態で1尾（個、杯）ずつ値決めをして販売する方法をいう。

c 山売り

パック詰め、カット等の処理をせずに、そのままの形態で複数をざる等に乗せて1山ずつ販売する方法をいう。

d 量り売り

パック詰め、カット等の処理をせずに、そのままの形態で100g等の重量を単位として値決めをして販売する方法をいう。

e 袋売り

カット等の処理をせずに、そのままの形態で1尾（個、杯）又は複数を袋に詰めて1袋ずつ販売する方法をいう。

f トレー・パック売り

カット等の処理をせずに、そのままの形態で1尾（個、杯）又は複数をトレーに詰めて1パックずつ販売する方法をいう。

g 切り売り

2枚卸し、3枚卸し、切り身等にカットして販売する方法（刺身（造り）としてカットしたものと除く。）をいう。

h 加工売り

刺身（造り）、焼き売り等、上記a～g以外の販売方法をいう。

(オ) 仕入数量規模別

小売店舗における仕入時の数量（重量）により区分した。

(カ) 仕入月日別

小売店舗における仕入月日により区分した。

10 利用上の注意

- (1) 調査客体とした青果物及び水産物の小売店舗は、地域的配分、調査効率等を考慮して有意に選定した東京都区部の80店（青果物40、水産物40）及び大阪市の80店（青果物40、水産物40）とし、食材卸問屋は、外食事業者への納入販売を併せて行う小売店舗とした。また、調査対象荷口は、青果物については調査期日の平成14年11月1日、水産物については調査期日の平成14年10月1日に、小売店舗及び食材卸問屋で販売された調査品目の青果物及び水産物とした。このように調査結果は特定の1日に販売された特定荷口についての事例であり、①品質、産地、大きさ、販売形態等が異なること、また、②産地から消費地へと流通過程を経るに従って一般的に荷口は細分化され、流通各段階の需給事情等を反映して仕入価格に比べて安値で販売されている荷口も存在するなど、流通過程においては様々な価格が形成されている。本調査結果はこれら的一部の事例であって、ここに示された価格形成が流通全体を代表するものではない。
- (2) 各流通段階の価格はいわゆる「販売定価」であって、処分売り等を含めた販売実績ではないため、流通価格比及び流通価格差がマージン（経費・利潤の総体）の大きさを示すものにはなっていない。また、流通当事者間に交付金、販売促進費等の決済勘定が生じていることにも留意が必要である。
- (3) 流通価格比及び流通価格差は、産地出荷段階における選別・荷造りや仕向先別出荷、消費地卸売段階及び仲卸段階における集荷・品揃えや配送手配、小売段階における商品陳列前の処理や鮮度管理等、流通過程において付加される多くのサービスの費用、また、価格変動、売れ残り、腐敗減耗、代金回収等取引に当たって生ずる様々なリスク等が反映するものである。このため、流通価格比、流通価格差の大小のみをもって、流通の効率性を判断するのは適当ではない。
- (4) 流通段階別価格の各品目平均値は、個々の荷口の流通段階別価格を積み上げ、集計件数で除した単純平均である。

(5) 統計の表示について

ア 数値のラウンドについて

「調査結果の概要」の図における構成割合は、少数点以下を四捨五入したため、内訳の合計が100にはならない場合がある。

イ 表中に使用した記号は以下のとおりである。

「-」：事実のないものを示す。

「…」：事実不詳又は調査を欠くものを示す。

「△」：負数又は減少したものを見出す。

「*」：消費地市場における集荷方法が、場外問屋、産地出荷業者又は輸入業者からの販売委託のため、場外問屋、産地出荷業者又は輸入業者の販売価格が存在しないことを示す。

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課

消費統計室 流通構造統計班

電話（代表）03-3502-8111 内線2867、2871

（直通）03-3502-5677